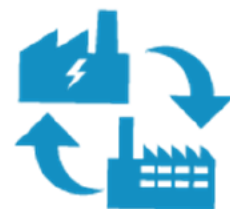


中堅・中小企業の様々な課題 に対応した支援施策について ～税制施策ナビ～



主な税制支援メニュー早見表（経済産業省関係）※要件などの詳細は、各税制のHP等でご確認いただき、実際に適用可能かについては税理士等にご確認ください。

税制名	頁	HP	対象法人等				措置内容							対象設備									国等の認定等
			大	中堅	中小	小	税額 控除 (控除率)	特別 償却 (償却率)	準備 金	贈与・ 相続 税	登録 免許 税 (特例税率)	不動産 取得税 (軽減額)	固定 資産 減免	建物	建物 附属設備	構築物	機械 装置	器具 備品	工具	ソフト	その他		
01 設備投資																							
中小企業投資促進税制	3	□	—	—	○	○	最大7%	最大30%	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	—	
中小企業経営強化税制	5	□	—	—	○	○	最大10% 建物： 最大2%	即時償却 建物： 最大25%	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	—	要	
地域未来投資促進税制	7	□	○	○	○	○	最大6%	最大50%	—	—	—	都道府県 による	市町村 による	○	○	○	○	○	—	—	—	要	
中小企業防災減災投資促進税制	9	□	—	—	○	○	—	最大16%	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—	—	—	要	
カーボンニュートラル投資促進税制	11	□	○	○	○	○	最大10% 最大14%	最大50%	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	要	
02 賃上げ																							
賃上げ促進税制	13	□	○	○	○	○	最大35% 最大45%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
03 M & A ・ 事業承継関係																							
中小企業事業再編投資損失準備金 (中堅・中小グループ化税制)	15	□	—	○	○	○	—	—	最大 70% 最大 100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	要	
事業再編・統合等に係る登録免 許税の軽減措置	17	□	○	○	○	○	—	—	—	—	0.1% ～ 2.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	要	
事業再編・統合等に係る不動産 取得税の軽減措置	18	□	—	—	○	○	—	—	—	—	—	1/6 相当額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	要	
事業承継税制	19	□	—	—	○	○	—	—	—	猶予	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	要	

※ 同一制度において、税額控除と特別償却の重複利用はできません。（いずれか一方のみの利用になります。）
 ※ 「対象法人等」のうち、「大」は大企業、「中堅」は中堅企業、「中小」は中小企業、「小」は中小事業者（従業員1,000人以下の個人）。



制度概要

- 一定の機械装置等の対象設備の取得や製作等をした事業者に活用いただけます。
- 税額控除（7%）または特別償却（30%）を選択適用できます。
ただし、税額控除は資本金の額等が3,000万円超の法人は除きます。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
・ 中小企業者等 (資本金額 1 億円以下の法人、 農業協同組合、商店街振興組合等) ・ 個人事業主 (従業員数1000人以下)	① 税額控除(7%) ② 特別償却(30%)	・ 機械装置 ・ 測定工具・検査工具 ・ ソフトウェア ・ 普通貨物自動車 ・ 内航船舶	不要	令和 8 年度末

中小企業投資促進税制のWebページ



各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。

CLICK !



制度詳細

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円超の法人は除く
- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

※中小企業経営強化税制のE類型の適用を受ける場合、E類型の投資計画の期間中は本措置の適用を受けられない

制度概要

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」を作成した事業者に活用いただけます。
- 計画に基づいて、対象となる設備の取得や製作などをした場合に、即時償却または取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できます。
E類型の要件を満たした事業者は、前年度末比の賃上げ率に応じて、建物とその付属設備についても、取得価額の最大25%の特別償却または最大2%の税額控除が選択適用できます。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
「経営力向上計画」の認定を受けた 中小企業者等 (資本金額 1 億円以下の法人、 農業協同組合、商店街振興組合等) 個人事業主 (従業員数1000人以下)	①即時償却 ②税額控除(10%) ※資本金額が3,000万円超の法人は7% ※E類型の要件を満たす場合 ①特別償却(15-25%) ②税額控除(1-2%)	- 機械装置 - 工具 - 器具備品 - 建物附属設備 - ソフトウェア ※E類型の要件を満たす場合 - 建物及びその附属設備	要	令和8年度末

各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。



CLICK !

制度詳細

- 適用期限を2年間延長。(令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加。(E類型)
- 建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用。
- 現行措置について、C類型は廃止、A類型及びB類型は指標を見直し。

[適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで]

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備</u> ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・ <u>生産等設備</u> を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄宿舍等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。 ・ <u>国内への投資</u> であること ・ <u>中古資産・貸付資産</u> <u>でないこと</u> 等
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資利益率※が年平均7%以上</u> の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備等 (E類型)	● <u>投資利益率が年平均7%以上</u> ● <u>売上高100億円超を目指すロードマップの作成</u> ● <u>売上高成長率年平均10%以上を目指す</u> ● <u>前年度売上高10億円超90億円未満</u> ● <u>最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</u> ● <u>賃上げ率2.5% OR 5.0%以上</u> 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) <u>建物及びその附属設備 (1,000万円以上)</u> (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。
※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。
※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

制度概要

- 各都道府県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者に活用いただけます。
- 承認された「地域経済牽引事業計画」が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣による課税特例の確認を受け、計画に従って建物・機械等の取得等をした場合、特別償却（最大35%）または税額控除（最大4%）が選択適用できます。上乗せ要件を満たした事業者は、特別償却（50%）または税額控除（5%）が選択適用できます。
中堅企業枠の要件を満たす事業者は、特別償却（50%）または税額控除（6%）が選択適用できます。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
「地域経済牽引事業計画」 の承認を受けた 全事業者	<u>機械装置、器具備品</u> ※通常枠 ①特別償却(35%) ②税額控除(4%)	・ 機械装置 ・ 器具備品	要	令和9年度末
	※上乗せ要件 ①特別償却(50%) ②税額控除(5%)			
	※中堅企業枠 ①特別償却(50%) ②税額控除(6%)	・ 建物 ・ 建物附属設備 ・ 構築物		
	<u>建物、建物附属設備、構築物</u> ①特別償却(20%) ②税額控除(2%)			

※固定資産税の減免・・・本税制における固定資産税の減免は、地方税法ではなく各市町村の条例で定められているため、条例の制定有無や特例率については各市町村へご確認ください。

地域未来投資促進税制のWebページ



各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。

CLICK !

制度詳細

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。

【適用期限：令和9年度末まで】
税制適用の主な注意点（詳細は「[税制支援](#)」ページおよび[国税庁HP](#)）

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乗せ 類型B	○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること ○ パートナースhip構築宣言の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上	50%	6%	20%	2%
上乗せ 類型A ①②③	① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること ③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、 労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（※） （ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする）	50%	5%		
通常類型	（地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について） ○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※） ○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上）等	35%	4%		



制度概要

- 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業者に活用いただけます。
- 計画に基づいた対象設備の取得や製作等をした場合に、取得価額の特別償却(16%)が適用されます。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
「事業継続力強化計画」 又は 「連携事業継続力強化計画」 の認定を受けた 中小企業者等 (資本金額 1 億円以下の法人、 農業協同組合、商店街振興組合等) 個人事業主 (従業員数1000人以下)	特別償却 (16%)	- 機械及び装置 - 器具及び備品 - 建物附属設備	要	令和 8 年度末

BCP税制のWebページ



各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。

CLICK !



制度詳細

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資の促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者等
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限り)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)



制度概要

- 産業競争力強化法における「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」の認定を受けた事業者にご活用いただけます。
- 同計画に基づく脱炭素化・付加価値向上を両立する設備投資に対し、税額控除（最大10%、ただし中小企業の場合は最大14%）または特別償却(50%)が選択可能です。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」の認定を受けた 全事業者	①税額控除 (最大10%、中小企業は最大14%) ②特別償却 (50%)	・ 機械装置 ・ 器具備品 ・ 建物附属設備 ・ 構築物 ・ 鉄道用車両 (国土交通大臣が定めるものに限る)	要	(計画認定) 令和7年度末 (設備導入期間) 認定日から3年以内

本税制の詳細や必要な手続きについては右のサイトにてご確認ください

CN投資促進税制のWebページ



CLICK!

制度詳細

- 2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置する。
- 令和6年度改正により、炭素生産性等の要件を見直しつつ、脱炭素化に果敢に取り組む中小企業に対する税額控除率を引き上げ、適用期間を拡充。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外。

【措置期間】令和 7 年度末まで（**認定期間：2026年3月31日まで、設備導入期間：認定日から3年以内**）

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

対象

(1) 対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、**車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）**。

ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの。

改正概要

(2) 措置内容

現行			見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	税額控除10% 又は特別償却50%
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

- 一定以上の賃上げに取り組む事業者に活用いただけます。
- 雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合について、大企業・中堅企業向けでは最大35%、中小企業向けでは最大45%の税額控除が適用されます。
- 中小企業、小規模事業者に限り、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能です。

対象事業者	措置内容	対象となる賃上げ要件								認定要否	措置期間
全事業者 又は 個人事業主	税額控除 ※雇用者給与等支給額の 前年度比増加額の一定割合 大企業 中堅企業 10%～35% 中小企業者等 (資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) 個人事業主 (従業員数1000人以下) 15%～45%		継続雇用者 給与等支給額	税額 控除率	教育 訓練費	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大税額 控除率	不要	令和 8年度末
		全企業	+3%	10%	+10 %	5% 上乘せ	プラチナ くるみん or プラチナ えるぼし	5% 上乘せ	35%		
			+4%	15%							
			+5%	20%							
			+7%	25%							
		中堅企業	+3%	10%	+10 %	5% 上乘せ	プラチナ くるみん or えるぼし 三段階目以上	5% 上乘せ	35%		
			+4%	25%							
			全雇用者 給与等支給額	税額 控除率	教育 訓練費	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大税額 控除率		
		中小企業者 小規模事業者	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみん or えるぼし 二段階目以上	5% 上乘せ	45%		
			+2.5%	30%							

賃上げ促進税制のWebページ





02 賃上げ

賃上げ促進税制

R 6 年度改正
(延長・拡充)

制度詳細

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

全企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	15%					
	+ 5 %	20%					
	+ 7 %	25%					

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乗せ	30%
+ 4 %	25%			
—	—			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	25%					

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5 %	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%
	+ 2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乗せ	40%
+ 2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。

ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

制度概要

- ①「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業、
②「特別事業再編計画」の認定を受けた特定中堅企業及び中小企業に活用いただけます。
- ①については、認定を受けた計画に基づいて、株式又は持分の取得によるM&Aを実施した場合に、株式等の取得価額の70%までを準備金に積み立て、その金額の損金算入が可能となります。
5年経過後からその金額が5年間均等で益金に算入されます。
- ②については、複数回のM&Aを行う場合は、計画内1回目90%、計画内2回目以降100%までを準備金に積み立て、10年間、その金額の損金算入が可能となります。
10年経過後からその金額が5年間均等で益金に算入されます。(中堅・中小グループ化税制)

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
①「経営力向上計画」の認定を受けた 中小企業者等 (資本金額1億円以下の法人、 農業協同組合、商店街振興組合等) 個人事業主 (従業員数1000人以下) ②「特別事業再編計画※」の認定を受けた 特定中堅企業者 中小企業者等 ※計画認定にあたっては、過去5年以内に、取得価格1億円以上のM&A(事業構造の変更)の実績が必要。	準備金の損金算入 ①70%まで 5年経過後から5年間均等で益金算入 ②90%まで(計画内1回目) 100%まで(計画内2回目以降) 10年経過後から5年間均等で益金算入 ※中堅企業は②のみ活用可能	M&A実施の際に 取得する株式等	要	令和8年度末

事業再編損失準備金のWebページ



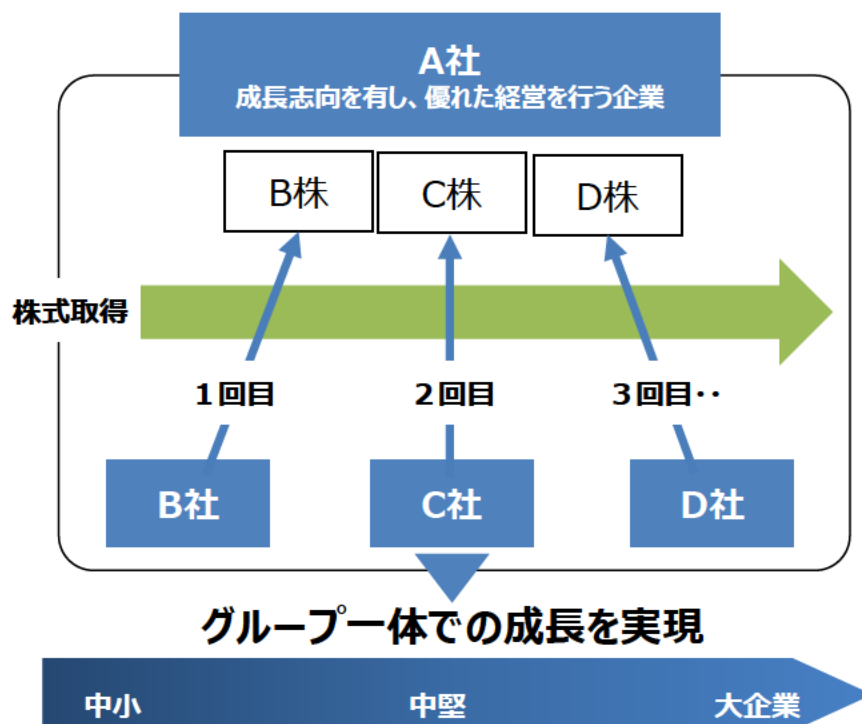
各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。

CLICK!

制度概要

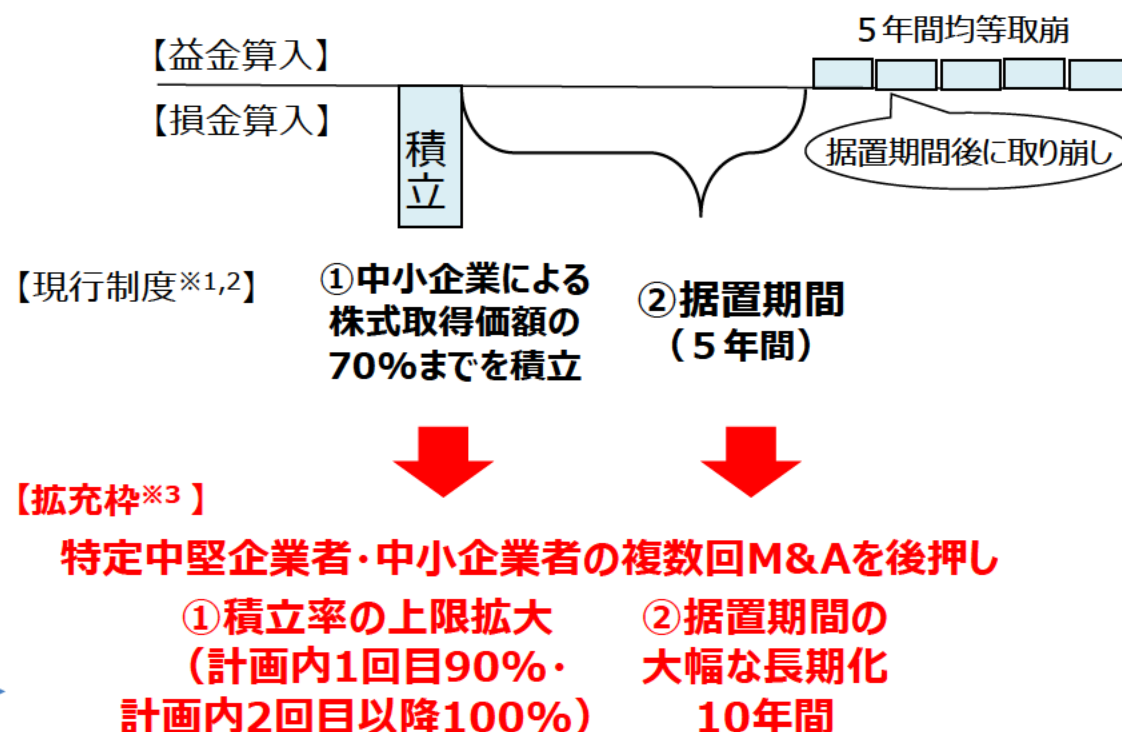
- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A計画内1回目90%、計画内2回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金

(黒：現行制度、赤：新設枠)



※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
 ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
 ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)

制度概要

- 生産性向上を目指して実施する**事業再編（合併、会社分割、出資の受入れ等）**の取組を「**事業再編計画**」として**認定**し、認定を受けた取組に対して、**登録免許税の税率を軽減**します。
- また、**特定中堅企業・中小企業**が、複数の中小企業を子会社化し、親会社が持つ強みの横展開や経営の効率化によって、**グループ体での成長を遂げるための計画**を「**特別事業再編計画**」として認定し、**一般の事業再編計画よりも登録免許税を軽減**します。

対象事業者	措置内容					対象設備	認定要否	措置期間
	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容		通常の税率	事業再編計画特例税率	特別事業再編計画特例税率		
事業再編計画 ↓ 全事業者	1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	—	不動産 船舶	要
	2号	合併による 設立又は資本金の増加		0.15%	0.1%	0.1%		
	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.15%		
特別 事業再編計画 ↓ 中小企業者 ・ 特定中堅企業	3号	分割による設立又は資本金の増加		0.7%	0.5%	0.3%		
	4号(売買)	所有権の取得	不動産	2.0%	1.6%	1.2%		
			船舶	2.8%	2.3%	1.8%		
	5号	合併による所有権の取得	不動産	0.4%	0.2%	0.1%		
			船舶	0.4%	0.3%	0.2%		
	6号	分割による所有権の取得	不動産	2.0%	0.4%	0.1%		
			船舶	2.8%	2.3%	1.8%		

登録免許税軽減措置のWebページ

各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。



制度概要

- 後継者不在等により、事業継続が困難となっている他の事業者から事業を承継するために土地・建物を取得する事業者を活用いただけます。
- 「経営力向上計画」の認定を受け、計画に基づいて不動産を取得した場合、土地・住宅（通常税率3.0%）、住宅以外の家屋（通常税率4.0%）の権利移転等に際して発生する不動産取得税について、**不動産価格の1/6相当額を課税標準から控除**します。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
「経営力向上計画」の認定を受けた 中小企業者等 （資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） 個人事業主 （従業員数1000人以下）	不動産取得税の軽減 土地・住宅 3.0% → 2.5%相当 住宅以外の建物 4.0% → 3.3%相当 ※不動産価格の1/6相当額を課税標準から控除	土地・住宅 住宅以外の建物	要	令和7年度末

不動産取得税特例のWebページ



各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。

CLICK!

制度概要

- 特例承継計画（個人事業承継計画）を作成した中小企業者の事業者に活用いただけます。
- 法人版事業承継税制(特例措置)は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度です。
- 個人版事業承継税制は、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置です。

対象事業者	措置内容	対象資産	認定要否	措置期間
中小企業者	法人版： 贈与税・相続税100%猶予 個人版： 贈与税・相続税100%猶予	法人版 ・ 非上場株式等 個人版 ・ 土地・建物 ・ 機械・器具備品 ・ 車両・運搬具 ・ 生物 ・ 無形償却資産 等	要	法人版:令和9年末 個人版:令和10年末

事業承継税制のWebページ



CLICK !

各税制によって適用/申請要件が異なります。申請に際しては、税理士等にご相談ください。

制度詳細

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定**（令和9年末（2027年末）まで）の**時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定**（令和10年末（2028年末）まで）で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。
- 法人版（特例措置）・個人版を**活用するためには、令和8年（2026年）3月末までに特例承継計画の申請が必要**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から1名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 （土地は400㎡、建物は800㎡まで） ・機械・器具備品 （例：工業機械、パワーショベル、診療機器等） ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等） 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

03

M&A・事業承継関係

事業承継税制

R 7 年度改正
(見直し)

早見表

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**令和8年（2026年）3月末までに特例承継計画を申請し**、令和9年（2027年）12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**令和8年（2026年）3月末までに個人事業承継計画を申請し**、令和10年（2028年）12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）

法人版事業承継税制に係る手続

都道府県

特例承継計画の策定・確認申請

2026年3月31日までに、都道府県に計画を申請

事業承継（贈与・相続）

2027年12月31日までに、事業承継を実施

認定申請

税務申告期限の2ヶ月前までに、贈与・相続の認定申請

税務署

税務署へ申告

認定書の写しとともに、税の申告書等を提出。

都道府県

税務署

税務申告後5年以内

税務申告後5年以内は、都道府県庁及び税務署へ毎年報告。

税務署

6年目以後

税務申告後6年目以後は、税務署にのみ3年に1度報告。

個人版事業承継税制に係る手続

都道府県

個人事業承継計画の策定・確認申請

2026年3月31日までに、都道府県に計画を申請

事業承継（贈与・相続）

2028年12月31日までに、事業承継を実施

認定申請

税務申告期限の2ヶ月前までに、贈与・相続の認定申請

税務署

税務署へ申告

認定書の写しとともに、税の申告書等を提出。

税務署

税務申告後

税務申告後は、税務署へ3年に1度報告。

※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

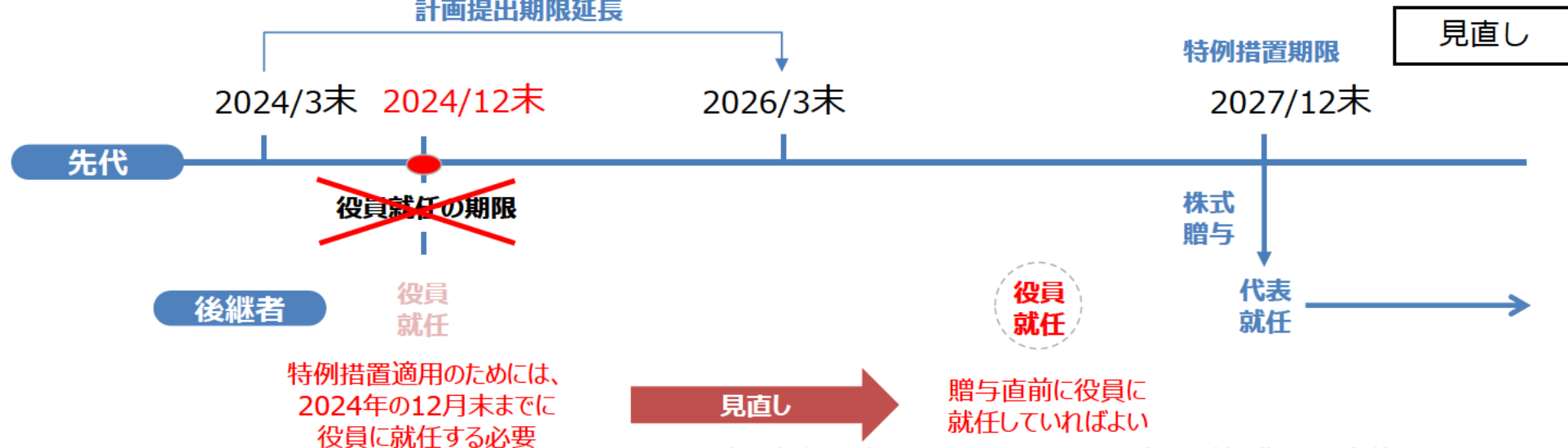
21

改正概要

法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し (相続税・贈与税)

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後3年以上経過している必要**がある」という**役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】

令和6年度税制改正において
計画提出期限延長


※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。